

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第2条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第12条第1項の許可を受けようとする者は、当該工事をしようとする土地の区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の安全性を確かめるための書類等)

第3条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事をしようとする土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (2) 工事をしようとする土地の登記事項証明書
- (3) 許可を受けようとする者が、個人である場合にあっては最近3年間の所得税に係る納税証明書及び事業の経歴を記載した書類（以下「事業経歴書」という。）、法人である場合にあっては最近3年間の法人税に係る納税証明書及び事業経歴書
- (4) 工事施行者（請負契約によらないで自らその工事をする者を除く。）が、個人である場合にあっては事業経歴書、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の申請書及び当該工事に係る同項に規定する開発許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出)

第4条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に、省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の協議申出書」と、「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(宅地造成等に関する工事の変更の許可の申請等)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「第37条第1項」とあるのは、「第37条第2項」と読み替えるものとする。

3 法第16条第5項の規定により同条第1項の許可とみなされる都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、同条第2項の申請書及び当該許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第6条 法第16条第2項の規定による届出は、別に定める様式による変更届により行わなければならない。

2 法第16条第5項の規定により同条第2項の規定による届出とみなされる都市計画法第35条の2第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事に着手したときは、速やかに、前項の変更届を知事等に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の協議の申出)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書」と、「第37条第1項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(宅地造成等に関する工事の完了検査)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事が完了し、都市計画法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第9条 法第19条第1項の規定による報告は、別に定める様式による定期報告書によるものとする。

(宅地造成等に関する届出工事の変更の届出)

第10条 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該工事を変更しようとするときは、別に定める様式による届出工事の変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第21条第3項に規定する工事に係る同項の規定による届出について準用する。

(宅地造成等に関する工事の廃止の届出)

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、別に定める様式による廃止届を知事等に提出しなければならない。

(届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるための書類等)

第12条 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第3条第1項各号に掲げるものとする。この場合において、同項第3号中「許可を受けよう」とあるのは、「届出を」とする。

2 法第27条第5項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を申請しようとする者は、当該申請と同時に、同法第30条第1項の申請書の写しに、省令第58条第1項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の許可の申請)

第13条 特定盛土等に関する工事について法第30条第1項の許可を受けようとする者は、当該工事をしようとする土地の区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項第1号に掲げる書類のうち省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるための書類等)

第14条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第3条第1項各号に掲げるものとする。

2 法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、都市計画法第30条第1項の申請書及び当該工事に係る同項に規定する開発許可を受けたことを証する書類の写しに、

省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出)

第15条 特定盛土等に関する工事について法第34条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による特定盛土等に関する工事の協議申出書に、省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「特定盛土等に関する工事の協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の協議申出書」と、「第63条第1項各号」とあるのは「第63条第2項各号」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請等)

第16条 特定盛土等に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「第67条第1項」とあるのは、「第67条第2項」と読み替えるものとする。

3 法第35条第5項の規定により同条第1項の許可とみなされる都市計画法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、同条第2項の申請書及び当該許可を受けたことを証する書類の写しに、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第17条 法第35条第2項の規定による届出は、第6条第1項の変更届により行わなければならない。

2 法第35条第5項の規定により同条第2項の規定による届出とみなされる都市計画法第35条の2第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事に着手したときは、速やかに、第6条第1項の変更届を知事等に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議の申出)

第18条 特定盛土等に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議を行おうとする者は、別に定める様式による特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、土石の堆積に関する工事について準用する。この場合において、同項中「特定盛土等に関する工事の変更協議申出書」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書」と、「第67条第1項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

(特定盛土等に関する工事の完了検査)

第19条 特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第36条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者は、当該許可に係る工事が完了し、都市計画法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第20条 法第38条第1項の規定による報告は、第9条の定期報告書によるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更の届出)

第21条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該工事を変更しようとするときは、第10条第1項の届出工事の変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第40条第3項に規定する工事に係る同項の規定による届出について準用する。

(特定盛土等に関する工事の廃止の届出)

第22条 特定盛土等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をした者、法第30条第1項の許可を受けた者又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を廃止しようとするときは、第11条の廃止届を知事等に提

出しなければならない。

（届出に係る工事の完了の届出等）

第23条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、別に定める様式による届出工事の完了届を知事等に提出しなければならない。

2 法第27条第5項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を申請した者は、当該申請に係る工事が完了し、同法第36条第2項の検査済証の交付を受けたときは、当該検査済証の写しを知事等に提出しなければならない。

（補則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。